

はじめに

近年のインターネットをはじめとするIT(情報通信技術; Information Technology)の普及は目覚しく、市民生活や社会の中の一部として一般的に利用されています。中でもGIS(地理情報システム; Geographic Information Systems)は、カーナビゲーションシステムやGPS付携帯電話、インターネットホームページでの店舗検索、エリアマーケティング、行政情報管理など、官民間問わず幅広い分野で利活用されています。

政府の取り組みとして、1995年の阪神・淡路大震災を契機としたGIS関係省庁連絡会議による「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」(1996年12月)により、本格的なGISの普及の取り組みが開始されました。現在、「GISアクションプログラム2002-2005」(2002年2月)に基づき、GISを利用する基盤環境の概成と、政府の各分野においてGISを有効に活用し、行政の効率化と質の高い行政サービスの実現を図ることを進めています。

都市計画分野においては、1976年、当時建設省大臣官房都市情報システム室のUIS(都市情報システム; Urban Information System)の開発を皮切りに、大都市を中心に地方公共団体における都市情報システムの導入が進められてきました。また、2000年には都市計画GISデータの統一化を目的とした「都市計画GIS標準化ガイドライン(案)」が当時建設省都市局都市計画課より刊行され、都市計画決定等に関わるGISデータの標準仕様案が提示されました。

都市計画GIS導入ガイダンスは、2004年の「都市計画GISの導入推進に関する検討会(座長: 岡部篤行東京大学大学院教授)」における検討結果を踏まえ、地方公共団体における都市計画GISの普及を図り、高度な利活用を促進することを目的に取りまとめたものです。

本ガイダンスの特徴としては、まず行政面において、都市計画業務でGISを活用する目的とその効果、都市計画手続きにおいてGISが利用できることなどを明らかにしました。また、技術面においては、都市計画GIS導入に際しての留意事項、都市計画GISデータの共通仕様などを明らかにしました。

現在、全国200余りの地方公共団体において都市計画情報の管理や分析、提供にGISが利用されていますが、GISの優れた情報技術を十二分に活用している状況には至っておらず、また、未導入の地方公共団体も数多く存在します。

多種多様な都市情報を用いて、様々な視点から多角的に都市分析を行い、社会動向や地域特性を踏まえた都市計画を立案・運用するため、GISは非常に有用な情報ツールとして機能し、都市計画実務に大変役立ちます。

都市計画業務で積極的にGISを利活用し、都市計画行政の事務の効率化を図り、住民との協働による都市づくりの情報支援ツールとして大いに役立つことを願う次第です。

なお、本ガイダンスのとりまとめに当り、都市計画GISの導入推進に関する検討会委員、全国地方公共団体の都市計画担当、資料・情報等を提供頂いた関係機関等の皆様方に、貴重なご意見・ご鞭撻を賜ったことを、この場を借りて御礼申し上げます。

平成17年3月
国土交通省 都市・地域整備局
都市計画課